

入札監理小委員会における審議結果報告
海上保安庁
「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」

海上保安庁の「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

- 海洋情報部電子計算機システムは、水路の測量、海象の観測等により収集した様々な海洋データを迅速且つ的確に処理、解析及び蓄積し、庁内、関係機関、一般国民等に提供する汎用かつ多目的な用途に用いるためのシステムである。

本業務は、海洋情報部電子計算機システムについて、取付調整・移行作業（搬入、設置、接続、ソフトウェアのインストール及び調整及びネットワークの調整並びに現有資産のデータやプログラムの移行等）及び借入保守（賃貸借、運用支援及び保守）を行うものである。

- 事業期間（市場化テスト2期目）

第1期	平成30年5月～令和5年3月
(延長)	令和5年4月～令和6年1月 随意契約（予定）
第2期	令和5年6月中旬（予定）～令和11年1月

(2) 選定の経緯等

国・独法の行政情報ネットワークシステムの運用業務として自主選定され、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において記載された。

市場化テスト1期目の事業評価において、1者応札の継続により競争性の確保において課題が認められ、今回は2期目となる。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点1】古いプログラミング言語（FORTRAN 及びC言語）を含む自製プログラムの改修

- **【対応1】** FORTRAN によるプログラムは、外部業者により新しいプログラミング言語での改修を実施（令和4年度に実施）し、新しいプログラミング言語及びC言語による自製プログラムは、移行の対象外とすることを明示（実施要項案：3、30、81/100頁）

- 自製プログラムの移行に際し、請負者が情報提供及び支援を行う

ことを明記（実施要項案：30、44～47、48/100 頁）

【論点2】 特殊な OS である HP-UX を、一般的な Linux に変更

- 【対応2】** ○ HP-UX で動作している業務アプリケーションは、外部業者により Linux または Windows サーバに移行（令和4年度に実施）
○ HP-UX で動作しているイントラネットサーバは、本事業の移行作業で Linux に移行（実施要項案：48、81/100 頁）

【論点3】 <小委員会における指摘>自製プログラムの改修や Linux 等への変更について、第三者による動作確認を行う仕組みの検討

- 【対応3】** 本業務には含まれないことを実施要項等に明記した上で、入札説明会において説明を行う。（実施要項案：81/100 頁）

【論点4】 本庁海洋情報部及び地方部署の保守対応時間及び手段の条件の見直し

- 【対応4】** サーバが設置される本庁と端末及びプロッタを設置する管区（地方拠点）で、障害発生時の復旧条件を分ける。（実施要項案：52/100 頁）

3. その他の修正変更について

- 事業名を実態に合わせて「取付調整等」を「取付調整・移行作業」へ変更（実施要項案：1、22/100 頁）
- 仕様書の構成を見直し、機器の要件等を一覧にして別紙にまとめて掲載（実施要項案：26～27、64～82/100 頁）
- ガバメントクラウドの利用（実施要項案：7、35、42、51、54、65、68、69～70/100 頁）
- 入札説明会を実施（実施要項案：7、34/100 頁）
- 現行システムに係る資料（調達仕様書等）を閲覧可能とするよう情報開示を実施（実施要項案：7、10/100 頁）
- 技術点（提案内容等）をより重視できるように評価基準の項目及び評価方法を見直し（実施要項案：8～9、83～91/100 頁）
- 移行に伴い必要な事項を既存システムの請負者に聴取することができる旨を明記（実施要項案：14/100 頁）
- 従来の実施に要した経費の詳細な内訳を開示（実施要項案：16/100 頁）

4. 実施要項（案）の審議結果について

- 【論点】** 調達仕様書（案）別表10「移行対象一覧」の「移行作業」欄の表記の違いによって移行対象の範囲が分かるかとされているが、この記載だけでは分かりにくいのではないかと。作業の範囲が分かりやすいように、具体的に注釈等を記載することを検討してほしい。

【対応】調達仕様書（案）別表 10 に、下記のとおり注釈を追記（実施要項案：81/100 頁（赤字））

- ・（*1） 「プログラム移行」の記載がないサーバの業務プログラム移行作業は、当庁（別途調達する業者を含む）において、現行保守業者の支援を受け実施する。
- ・（*2） OS のバージョン変更等に伴う修正または変換が必要な場合は、プログラムの担当職員と協議して作業を行うこと。動作確認は当庁が実施する。

5. 意見招請の対応について

意見招請（令和 4 年 9 月 14 日から同年 10 月 12 日まで）を実施した結果、5 事業者から 51 件の意見等があり、仕様の具体化・明確化等について 41 件の修正を行った。

以上